神戸学院法学第52巻第４号（2026年９月）

ドイツ競争制限禁止法の歩み

――制定70年を迎えるにあたっての振り返り――

田　中　裕　明

1. はじめに

1957年に制定されたドイツ競争制限禁止法（以下，GWB）は，2027年に制定されてから70年となる。2026年現在，第11次改正まで行われてきている。本稿は，GWB の歩みを振り返りながら，改正時の時代背景などをながめ，日本とドイツとでそれぞれの競争法が，どのように影響しあってきたのかを概観することを目的とする。(1)

2. GWB（1957年法）制定前後とその内容

GWB への道は「いばらの道」であった。ドイツでは，「競争秩序の基本法」が発達する前に，まず，その土台が用意されなければならなかった。そこで以下，立法手続を行わなければならなかった，出発状況における若干の重要な局面からながめることにする。

GWB が1957年７月27日，ドイツ連邦議会で最終的に議決されるまでには，より強力な政治的力の発揮と秩序政策的な説得作業が必要であっ

（１） GWB 成立までの歩みを詳細に分析する研究書に，高橋岩和『ドイツ競争制限禁止法の成立と構造』（三省堂，1997年）がある。日本もドイツも第二次世界大戦後に，それまで有していなかった「競争法（独占禁止法）」を制定したわけであるが，その制定の時期には大きな違いがあった。本書は，その当時のドイツ当局の考えを知る上でも貴重な研究書である。

た。そこには当時のドイツ国内外の関係者や国家，企業，企業集団，労働組合および労働者の力関係とその限界，利害や期待を見て取ることができる。E. J. メストメッカーによれば，それらの中には大掛かりな政治的断層とそれが残した痕跡が認められるとし，その中には政治的統治制度と結びつき，それを正当化すべき思想の世界が含まれる，とする。(2)

GWB の直接的な課題は，ドイツ法の生成史に付随するカルテル問題であった。ドイツ独自のカルテルの伝統は，重くのしかかる戦後の荷物となった。というのは，カルテルは第二次世界大戦の戦勝国からのまったく異なる，部分的には相反する動機に霊的にとり憑かれた（dämonisiert）からである。戦勝国にとって重要なことは，経済集中とカルテルによって示されるドイツの経済力に基づく，ドイツの潜在的な戦闘能力の撤収であった。(3)

1948年6月（当時の）西ドイツへの通貨・経済改革による社会的市場経済という秩序概念の導入を以て，競争原理はその具体的な土台を獲得し，競争の確保が政策課題となった。

「最大にしてかつ最高に独創的な歴史における権力剝奪の道具（F. ベーム）」としての競争は，社会的市場経済の基本原理に属する。それどころか競争は，社会的市場経済の競争秩序の中心に消費者を置きさえ

（2） E. J. Mestmäcker, 50 JahreGWB: Die Erfolgsgeschichte eines unvollkommenen Gesetzes, WuW 2008, 6. 例えば，新自由主義は中央管理経済の擁護者であるとか，競争政策は社会主義の発現形態であるとの非難があったが，今日これらはむしろ滑稽ですらあるといえる。このような非難の声が消えたことは，無防備のカルテル化・集中化が社会主義へのあるいはサンジカリズムへの移行を準備したという声への真逆の希望を示すものであった。GWB の登場は，このような課題を追いやるような政策的緊張の場面（politisches Spannungsfeld）であった，とされる（a. a. O.）。

（3） 1945年8月2日のポツダム宣言では「標題 B. 経済の基本原則」として，「実際に最短期間でドイツの経済生活を，現存する経済力の過度の集中，とりわけカルテル，シンジケートおよびその他の独占協定による集中の壊滅という目的を以て，分権化すること」が示された（a. a. O.）。

する。競争的な市場のプロセスは，指揮問題・配分問題を克服し，社会的な中心問題とされる消費の自由を考慮する。競争はイノベーション，技術の進歩，創造性そして規律（Disziplin）を強行し，効率的な生産を取り計らい，もっぱら業績に応じて（nach Leistungen）収入と利益を配分する。それは，業績競争のみが，交換が唯一同意を以て，そしてそれとともに両交換当事者の利益となるよう行われる「交換の正義」をもたらすからである。したがって，競争は「現代世界の枠組みの下，あらゆるものの一致団結の実現ための，これまでもよく知られていた最善の手段であり，まさしく競争的に構築された市場経済が同じく純粋に社会的な機能」を有しているのである。(4)

ここで競争と社会的市場経済の関係について，ルードヴィッヒ・エアハルトが競争を社会的市場経済の基本構想に置いた意義についてのコメントが興味深い。すなわち，

「私が主張した，禁止を原則とするカルテル法（GWB）が『欠くことのできない経済の基本法』とされるべきことは，決して誇張ではない。国家がこの領域に立ち入らない場合には，『社会的市場経済』はもはや終わっているのである。この，ここで示された原理が強いるのは，個人の自由を抑圧し，あるいは誤って理解された自由という名の自由を制限することを許す力を与えないことである。『すべての人々のための福祉』と『競争による福祉』も共に不可分にして必要である。前者の要請は目標と称され，後者はこの目標を達するための方法である。(5)」

このエアハルトの「禁止を原則とするカルテル法」というメッセージこそが，ドイツにおける競争政策の一大転換を記すものである。すなわち，1897年のザクセン木材パルプカルテル事件のライヒ裁判所判決以降，ドイツではカルテルを容認することとなり，1923年の「経済力濫用防止

（4） O. Schlecht, 40 Jahre im Dienste für die Soziale Marktwirtschaft: Das „Gesetz gegen Wettbewerbsbeschränkungen“, WuW, 1997, 565.
（5） A. a. o.

令（いわゆるカルテル令）」では，カルテルは濫用されない限り，それは適法であるとされてきたのである。従来ドイツは「古典的なカルテルの国」であったからである。(6)

GWB の制定は，カルテルに対するこのような状況を打破するはずであった。確かに GWB １条はカルテルを禁止している。しかし，同２条以下適用除外カルテルが連綿と記されている（かつて，２条から８条。現行法は２条，３条）。1952年 GWB の草案が公表された。1953年（昭和28年），わが国独占禁止法は，同法の改正に際して同草案を参考にして，適用除外カルテルを導入した（これは，1999年（平成11年）の改正まで存続した）。このような形で GWB はわが国にも影響を及ぼすこととなったのである。(7)

カルテルのほかに，GWB の柱の一つである「市場支配的地位の濫用」についてみると，市場支配力の「濫用」については市場支配的事業者の取引におけるその顧客に対する行動の在り方に着目し，「商品または役務に関する契約の締結に際し，市場における地位を濫用して，価格を要求，若しくは申し出または取引条件を形成した場合」および「商品または役務に関する契約の締結に際し，市場における地位を濫用して，契約の相手方が事実上または商慣習上契約の相手方に関係のない商品または役務を取得することを義務づける場合」に，カルテル官庁はこれを禁止できる，としていた。(8)

（６） V. Emmerich/K. W. Lange, Kartellrecht 16. Aufl., 2024, München, S. 6. なお，ザクセン木材パルプ事件判決について，高橋岩和「ドイツ大審院1897年カルテル判決と営業の自由」早稲田法学会誌25巻（1974年）161頁以下参照。

（７） 戦後(西)ドイツにおけるカルテル規制の変遷について，和田健夫「戦後西ドイツにおけるカルテル規制の変遷(1)～(5)」北大論集31巻２号～34巻２号（1980年～1983年）参照。なお，わが国への影響について，田中誠二・菊池元一・久保欣哉・福岡博之・坂本延夫『コンメンタール独占禁止法』（勁草書房，1981年）923頁参照。

（８） 拙著『市場支配力の濫用と規制の法理』（嵯峨野書院，2001年）11-12

このような対処の仕方には二つの問題点があった。一つには，顧客との契約以外の関係での市場支配的事業者の取引を規制できないことである。もう一つには，この規定が適用されるのが，当該事業が支配的地位を有する市場での取引に限られていることである。(9)

さらには，「カルテル官庁は濫用を禁止できる」，としていることである。すなわち，「濫用」を直接禁止していなかったのである。つまり状況によっては，カルテル官庁は「濫用」を禁止しない場合もあるということである。このあたり，ドイツではまだ競争法になじみがないことから，市場の競争秩序に重きを置く競争法理ではなく，個々の取引主体を注視する契約法理に着眼点を置いていたのではないかと思われる。

ただ，この「市場支配的地位の濫用」を規制するという考え方は，わが国独占禁止法にみる「取引上の地位の不当利用」に対する規制，すなわち「優越的地位の濫用禁止」規定の制定に影響を及ぼしたものと想像するに難くないところである(10)。確かに，それぞれの法の規制の趣旨は異なるのではあるが，アプローチの仕方として類似性を認めることはできるものと思われる。

「優越的地位の濫用禁止」規定の導入も，先にみた1952年 GWB 草案の公表によるものである。また，このときにみられた「濫用規制」は「弊害規制」ということでもあるので，この考え方が，1977年（昭和52年）の独占禁止法改正の際に導入された「独占的状態規制」にも連なっ

頁。GWB 旧22条は，1990年の第 5 次改正までは，本文の通り，「授権規範（Ermächtigungsnorm）」であった。それは，本文後述のように，カルテル官庁に濫用行為を禁止させ，契約を無効にさせるものであった。EU 条約旧82条が直接適用可能な共同体法の規範に属しているヨーロッパ裁判所の判例の影響で，初めて，ドイツの立法者は1999年の第 6 次改正を以て市場支配的地位の濫用を「禁止」した（E. J. Mestmäcker, a. a. O., 18）。

（9） 同前掲書12頁。

（10） 今村成和『独占禁止法』（有斐閣，1978年）147-148頁。「優越的地位の濫用禁止」は，アメリカ反トラスト法にはみられない規定であることから，GWB の影響を受けたものと考えられる。

たのではないかと思われる。(11)

3. 1965年第1次改正法

GWBの施行から7年，最初の改正が行われた。(12)その際，水平的協定の枠で，特殊化カルテル（GWB旧5a条）についての優遇措置が拡張された。加えて，市場支配的事業者に対する濫用監視の一般条項が導入され，それにより従来の1957年GWB旧22条3項（これは，立法手続上の限定的な妥協とされている）にある列挙項目の不備が埋められたのである。ここに，契約法理からの脱却がみられるのではないか。さらには，中古品の価格拘束に対する濫用監視が強化された。

しかし，連邦カルテル庁とその長官であるエバーハルト・ギュンターによって強く要望された企業結合規制は拒否されたが，それは結局，GWB旧22条から旧24条までの連邦カルテル庁による審決の数が少ないことに鑑みて，連邦共和国における市場支配力の意義についての経験がなお十分でないことによるのではなく，もっぱら，企業結合に際しての届出義務の拡大によるものであった。

しかも，カルテル庁は手続法の観点から，独自に過料を課す可能性を得たのであった。これは，あらかじめ管轄権を有する高等裁判所での申し立てによってのみ可能であった。同時に異議申立機関が廃止された。それは，カルテル庁の審決の自己規制によっても裁判所の実質的な負担軽減とはならなかったからである。

これはカルテル庁に，これまでの審決部における異議申立機関が，「市場支配」および「競争規約」について再利用される効果をもたらした。

（11） 故・久保欣哉先生の「経済法」講義を受講していた際に，そのようにお話しされていたと記憶している。

（12） W. Dörinkel, Die Novelle zum Gesetz gegen Wettbewerbsbeschränkungen (GWB), WuW, 1965, 809.

1971年には，独立の広報部が開設された。それを以て，広報業務が審決部から切り離されて一本化された。カルテル庁の広報業務は，経済団体においても連邦経済省においても，必ずしも好意をもって受け入れられたのではなかった。カルテル庁は手続を，過料分野を含めて，公の場で相当集中的に進めた。当局はこれを自身の活動の影響力を支持するものとみなしたが，当事者はこれを，自らがあらがうことがほとんどできない社会的制裁の一形態と受け止めた。この結果，いわゆる「報道戦争」と呼ばれる公開論争がおこり，連邦経済省は最終的に，プレスリリースは決定が下された後にのみ発行でき，手続の進行中は発行できないと規定することで，この論争を終結させた。

4. 1973年第 2 次改正法

GWB 第 2 次改正は，実質的な転換点である。同改正は，1973年の年－（カルテル）庁の活動開始から15年後－に，企業結合規制の導入を必要とした。その際，新たな規制の材料に，並行して濫用監視を整えた。禁止基準として－濫用分野における名宛人の地位についてと同様－「市場支配」のメルクマールが選ばれた。企業結合規制は当初，事後的な規制（ex-post-Kontrolle）が採用された（1973年 GWB 23条）。

さらには濫用監視も強化され，規定の名宛人の地位も拡大された。今やすでに，他の事業者に従属する「市場で有力な」事業者が濫用監視に服するようになっている（1973年 GWB 26条 2 項 2 文－現行20条 1 項）。加えて，1973年 GWB 22条 3 項には企業結合にも有用な市場支配の推定規定が導入された。法律上，例えば，市場支配にとっての若干の判断基準も取り上げられた（それは，市場占有率，資金力，販売・調達市場へのアクセス，連携および市場参入障壁である）。

水平的協定は協調的行動の禁止（1973年 GWB 25条 1 項）について補完された。ほかに，中小規模事業者の協調が緩和された（1973年 GWB 5b 条）。垂直的協定については，ブランド品の価格拘束の特別扱いが廃

止されたが，プレス（出版）分野ではそのまま維持された。

GWB第2次改正法は，連邦議会にて全会一致で可決されたことで，それは競争的市場のプロセスの確保と安定のための，今や起こりつつある政治的後ろ盾となる印象深いデモンストレーションとなった。

当局は，改正法の結果，約40のポストを拡張した。結合規制は，審決部局自体の組織変更も必要とした。すなわち，従来の市場支配部門を将来B6とし，そこにさらに二つの審決部局を設置し，三つがすべて機能的に－他の部局が専門部に倣うようにではなく－編成され，もっぱら結合規制と濫用監視を所轄とするとされた。

そのほか試みられたのは，部局間の協調的な構成の導入であった。これがとりわけもたらしたのは，一般的な部門（B1-B5）と機能的に所轄された部門（B6-B8）の所轄交差的な取組みであり，協働行為の種類と範囲を規律し，当事部局間所有物の柔軟な交換を可能とした。

5. 1976年第3次改正

第3次改正GWBは，1976年，GWB 23条1項7文に新聞社・雑誌社報道条項の導入によって，とくに言論の多様性を保証することが目的とされた。この規制により新聞社等報道結合規制を強化することで，今後は新聞社等報道分野の小規模の企業集中をも規制に服することとなった。

このとき大変革がカルテル庁自身にも起こった，このような法改正により競争政策上の適用範囲が制限された。1976年7月，ヴォルフガング・カルッテがカルテル庁の指揮を引き継いだ。カルッテはまず連邦経済省の下部組織で「競争および価格政策」を指揮した。彼は，結合規制の決定権を有する起草者であった。これまでとは明らかに異なるところは，同僚との距離であった。カルッテは―ギュンターとはまったく異なって―「開かれた扉」政策をとったのであった。

カルッテがカルテル庁を引き継いだことで，カルテル庁の組織にも様々な改正が行われた。それで，職務遂行上の情報と部局相互の調整に

資する部局長会議が毎週開催された。この内部の公的機関を補完するものとして，議長，副議長および部長から成るいわゆる「カレッジ（Kollegium）」が設立された。この機関は非公式に開かれ，よりセンシティヴ（敏感な）決定，とりわけ人事面で役立った。両機関は今日でも維持されている。

部局の責務に，当初，カルッテは干渉しなかった。1年たってようやく，1977年10月，組織の再編が起こった。まず，「一般部門（B1-B5）」と「特別部門（B6-B8）」の区分が廃止された。もちろん，特定のプロジェクトにとっての特別管轄権は維持されが，原則，企業結合規制のための特別管轄権はまだ言及されなかった。

ほかに，統一的な基本部局が設置された。それはあふれる情報の調整と改善に資するものであった。同時に，そこには手続への影響指揮を強化するための手段としての役割もあった。またそれは同時に，「国民経済の部局」の解散でもあった。しかしそれは30年経ってまた，―一部行動の自由が制限されたが―復活した。最後にしかし最小ではなく，訴訟遂行が，直接に副長官の管轄下にある独自の部局に集中している。後者は，―経済特別部門の廃止とは別に―今日でもなお存続している。

6. 1980年第4次改正

第4次GWB改正により，企業結合および濫用規制に関する細部の問題が厳格化された。企業結合規制では，特に垂直的およびコングロマリット的結合の禁止を容易にするため，当時のGWB 23a条にさらなる推定規定が導入された。同時に，禁止される濫用の具体例を規定することで，濫用の監視が具体化された。しかし，それによって一般条項の適用範囲が制限されることはなく，これが当初の規定との違いである。こうして，妨害や搾取の濫用，差別といった一連の例示が，1980年法の第26条第2項第3文および第3項で個別に挙げられた。

1984年に，連邦カルテル庁内部で再び管轄が変更された。「企業結合

規制は全員で」という方針のもと，企業結合規制の管轄は，一般的な業界管轄に基づいて全部門に分散された。その背後にある合理的な考え方は，10年は新しい制度について経験を積むのに十分な期間である，というものであった。この流れの中で，業界の管轄権も再編成された。３年後，業界担当部門が再度調整され，再編成が行われた。これに関連して，第９審決部門（決定部門）も設立された。同時に，「議長交代制」が導入された。これは，特定の業界との結びつきが強くなりすぎることを防ぐことを公式の目的としていた[13]。同時に，その職務は創造性を維持すべきであるとも考えられていた。

7. 1990年第５次改正

GWB 第５次改正法が目指したのは，特に，小売分野での企業結合規制[14]と濫用行為規制の改善であった。GWB 第５次改正の枠では，1990年 GWB に新たに設けられた5c 条が，中小規模事業者による共同購入に特権を与えた。それと並行して，さらに企業結合規制を強化した。それで，「競争上相当の影響を及ぼす」（1990年 GWB 23条２項６号）という企業結合規制要件が収容規定として導入された。濫用監視においては，「優越的市場地位」という定義（1990年 GWB 22条１項２号）がわずかばかり改正され，従属する事業者の状態を大幅に取り入れる基準について補充された。さらに，中小規模事業者に対する妨害行為および差別行為禁止の領域（1990年 GWB 26条および 37a 条）で，さまざまな事後調整が行われた[15]。最後に，適用除外領域での規律もまた強化された。

（13）　WuW-Kurzinformation, WuW 1987, 276.

（14）　第５次改正法にみる企業結合規制の概要について，山部俊文「ドイツ競争制限禁止法第５次改正と企業結合規制」一橋論叢第106巻第１号（1991年）115頁以下参照。

（15）「優越的市場地位」の概要および「従属する事業者」のメルクマール，そして「中小規模事業者」に対する妨害等について，拙著前掲書（註８）28頁以下，65頁以下および71頁以下参照。

当局はこの時期，第10審決部（決定部）を擁していた。同時に，もうひとつの時代が終わった。ディーター・ヴォルフが長官の任を引き継いだのである。ヴォルフは，最後には，情報通信技術部，電機業界，航空宇宙産業並びに建設業界の監督を務めた。彼はまた，しばらくの間，競争政策部門の責任者も務めた。ヴォルフは長官職にあって，ヨーロッパ・カルテル法，国際カルテル法に重点を一層強く置いた。彼の指導の下，政策部の拡張が行われた。さもなければ，当局の大幅な再編はかなわなかった。

GWB 第 6 次改正作業の過程で，ヴォルフはヨーロッパ法への大幅な調整に対してはかなり抵抗した。このこととの関連で重要な役割を果たしたのも，独占委員会であった。

8. 1999年第 6 次改正(16)

GWB 第 6 次改正法は，新たな秩序をもたらし，それによりこれまでで最も高いレベルで展開した，いわば転換点ともみられるカルテル法の根本的な改正をもたらした。すなわち，大前提として，ヴォルフが抵抗したにもかかわらず，ヨーロッパ法（EU 競争法）とのハーモナイゼイションが推進されたのである。

1999年改正法は，まず，１条から13条における水平的協定に対する規律から始まった。これは，競争原理の徹底化をねらいとしたものである。初めに，１条で禁止要件が定められ，その適用範囲は「相互に競争にある事業者」という文言で水平的協定に限定された。同改正法は 2 条から

（16） 第 6 次改正法の概要について，和田健夫「ドイツ競争制限禁止法第六次改正－競争法のハーモナイゼイションの一断面－」商学討究第50巻第 4 号（2000年）141頁以下，真渕博「ドイツ競争制限禁止法第 6 次改正について」公正取引581号（1999年）39頁以下，杉浦市郎「ドイツ競争制限禁止法第 6 次改正について―EU 競争法への平準化を巡る議論を中心として」『正田彬先生古稀記念論文集　独占禁止法と競争政策の理論と展開』（1999年）348頁以下参照。

８条で，カルテル禁止の適用除外が用意され，二つの種類に細分される，すなわち，届出カルテルと異議カルテルである。それらについて，当該協定の有効性はカルテル官庁による事前の承認が必要条件であったか否かによって決まる。適用除外は，中小規模事業者による共同購入のみである（1999年 GWB ４条２項）。これに続いて垂直的協定では，価格と内容の制限を禁止した（1999年 GWB 14条）。1999年 GWB 16条は，垂直的協定に対する「濫用監視」を規定した。

協定に関する規制に続いて，一方的な行動様式，すなわち，1999年 GWB 19条から23条にある「濫用監視（Missbrauchsaufsicht）」が用意された。その際，1999年 GWB 19条および20条には，新たな規定が定められた。同時に，1999年 GWB 19条４項４号にはエッセンシャル・ファッシリティ・ドクトリン（不可欠施設の法理）が設けられた。(17)

ここで「濫用監視」と記しているが，実態としては第６次改正を以て，カルテルの直接禁止(18)と並んで，事業者による市場支配的地位の濫用を直接禁止することになった。これにより，これまで連邦カルテル庁等の関与を待つことなく，直接，民事訴訟を提起することが可能となった。さらには，外国からの競争を市場支配的地位の判断の考慮事項とした。これは，EU の企業結合規則２条１項にならったものである。

そのほか，これまでの改正で複雑化し，錯綜するに至った条文の再構成と簡易化が行われた。

第６次改正の際の出来事として，連邦カルテル庁の拠点がベルリンか

（17）　エッセンシャル・ファッシリティ・ドクトリン（不可欠施設の法理）について，拙著前掲書（註８）194頁以下参照。

（18）　従来，カルテルの合意等を締結することだけでは GWB 違反とはならず，同法により無効とされるにもかかわらず，これを実施することが処罰の対象とされてきた。第６次改正により，合意が競争制限を目的としているだけで当該合意は無効とされ，合意それ自体が処罰の対象とされることになった。これは，EU 競争法と同じ考え方を採用したものである。わが国の通説，判例が唱える「合意時説」に通ずる考えといえよう。

らボンへ移転した[19]。そして，それに伴って裁判管轄もベルリン高裁からデュッセルドルフ高裁へと変更された。

先に第6次改正が転換点となったと述べたが，これは，GWBの指針にも変化をもたらした。すなわち，ドイツの競争政策の指針としてのオルドリベラリズムが徐々に後景に退いていったのである。ヨーロッパの競争法は，かねてよりアメリカの議論を強く意識してきた。しかし，90年代後半アメリカでの競争政策の指針に変化が生じていた。すなわち，アメリカの議論は，主にポスト・シカゴ学派の知見に基づいており，この枠組みでは，オルドリベラリズムはすでに何年も前から重要視されていなかったのである。この傾向は，ここ数年，ヨーロッパ競争法実務を支配している「より経済学的なアプローチ（more economic approach）」に明らかに表れている。しかし，ヨーロッパ競争法の法的規則を採用する一方で，その適用実務には別の競争政策の指針を基礎とすることは不可能である。ヨーロッパ法の導入が進むにつれて，ドイツ法もシカゴ学派の考え方に大きく傾倒するようになり，自由放任主義と国家による規制のバランスを，オルドリベラリズムと比較して，個人の自由の方向に大きくシフトさせている[20]。

（19） ボンへの移転は正式には，1999年9月30日とされている。そのときの噂では，移転はヴォルフ長官の指示により，現在の庁舎が事実上，クーデター的に占拠されたといわれている。先遣部隊として第1審決部（決定部）がボンに派遣され，建物を占拠することとなったのである。こうして，連邦大統領府の旧本庁舎は占拠され，同庁の長は間もなく，元々の連邦大統領府の執務室に移って執務を行うこととなった。U. Barth, 50 Jahre GWB, in: W. Möschel (Hrsg.), 50 Jahre Wettbewerbsgesetz in Deutschland und in Europa, Baden-Baden, 2010, 24f.

（20） U. Barth, a. a. O., 28. オルドリベラリズムをめぐる議論の近時の動向について，拙稿「オルドリベラリズムについての覚書き―その変遷の有無―」神戸学院法学第49巻第2号（2021年）43頁以下参照。

9. 2009年第７次改正

第７次改正によって，部分的にはGWBの基本構想にさえ言及する法の構造の全面的な変更が行われた。従来，水平的なカルテルには禁止原理が働き，垂直的協定にはこれと異なる規律が当てはめられていたが，もはや水平的規律と垂直的規律とを区別しないヨーロッパ的な解決方法が，今や採用されたのである。このような規律の背景にあったのは，2003年欧州理事会規則１号３条において国家間取引に影響を及ぼす状況について定めるヨーロッパ法の優位である。

今日，新たな法にみられるのは，GWB １条における水平的および垂直的合意の実質的な禁止である。GWB ２条１項では，（当時の）EC条約81条（現EU機能条約101条）3項による個別の適用除外が含まれており，同条２項は，今ではドイツ法でも標準となっているヨーロッパ的な一括適用除外を示している。

カルテルの分野での，ヨーロッパ法からの唯一の逸脱は，国家間の影響のない中小企業カルテルの特権を含むGWB３条にある。同時に，「法定の例外原則」がドイツ法に導入されており，それによれば潜在的に競争を制限する合意はもはや競争当局への届け出を要せず，したがって，当局の知識が乏しくともそれは無視でき，市場での出来事への影響も僅かばかりであった。

今次の改正は，第６次改正よりもヨーロッパ法への同化を進める改正であった。

10. 2013年第８次改正

第８次改正は，デジタル化，巨大デジタルプラットフォーマーの著しい台頭をはじめとした現在の社会的・経済的環境に鑑み，より効率的で効果的な競争保護政策をとることを目的としている，とされている。この姿勢は，この後に続く第９次改正，第10次改正にも引き継がれている。

今次の改正は，主に，企業結合規制の適正化，カルテル手続の透明性・効率化および市場支配的地位の濫用規制の強化，とくに卸売・小売市場における購買力（需要力）の濫用規制強化を目的として実施された[21]。とりわけ，企業結合規制に当たっては，企業結合の届出基準の適正化を軸に，小規模な合併や審査の必要性が低い事案の届出負担を軽減した。併せてEUの合併規制規則との調和を図るべく「効果的な競争への重大な障害（significant impediment to effective competition）」テスト（SIEC-Test）が導入された。これは，企業結合の影響を評価するための重要な指標である。すなわち同合併規則2条3項によれば，EUの「共同市場またはその実質的部分における有効な競争が著しく妨げられる結合，（事業者の）支配的地位を形成しまたは強化する結合は，共同市場とは相容れない」，とするものである[22]。この合併審査は，実体審査と呼ばれるもので，それまでは市場構造のみを中心としていたが，それ以外に競争の現実的または潜在的影響，当事者の地位・経済力，需要動向，参入障壁，消費者の利益となる技術進歩と経済発展などが考慮要因とされるようになった[23]。

さらには，市場支配的事業者による不当な妨害や差別的取り扱いに対する規制が明確化された。すなわち，GWB 19条において，市場支配的でなくても，優勢な（überlegen）市場力を行使できる事業者は，カルテル法上の差別・妨害禁止の対象とされた。そしてこれを受けて，同20条

（21） 購買力（需要力）の濫用規制についての体系的な研究として，森平明彦『優越的地位濫用規制の基礎理論』（成文堂，2024年）。同書では，購買力（需要力）濫用規制が中心ではあるが，GWBの各改正時の概要を第9次改正まで簡潔に記している。なお，拙稿「ドイツカルテル手続法－第8次改正ドイツ競争制限禁止法（GWB）とドイツ連邦経済エネルギー省第9次改正案の概要－」公正取引（2017年）34頁以下も参照。

（22） Vgl. §36 Abs. 1 S. 1 GWB.

（23） SIEC-Testを含めた，第8次改正法の論点を扱うものとして，vgl. F. Bien（Hrsg.), Das deutsche Kartellrecht nach der 8. GWB-Novelle, Baden-Baden, 2013.

でも優勢な市場力を有する事業者は，差別・妨害禁止の対象とされた。また，市場支配の推定について，単独事業者の場合，これまでの市場占有率３分の１から40％へと引き上げられ，共同の市場支配（gemeinsame Marktbeherrschung）の推定については変更はなされなかった。すなわち，３社以下であれば市場占有率50％で市場支配的であるとされ，５社以下であれば市場占有率が少なくとも３分の２あれば市場支配的であるとされる。

そのほか，連邦カルテル庁はカルテル法違反があったとき，事業者の実情を考慮する救済措置（Abhilfemaßnahmen）（いわゆる構造措置）を執ることもできるとされた。さらには，カルテル官庁は，カルテル法違反行為によって得た利益を，停止命令を以て返却を命じることもできるようになった。このような扱いは，すでにドイツ連邦通常裁判所では争いの余地のないものとされていた。

11．2017年第９次改正(24)

GWB 第９次改正法は，EU カルテル損害指令の国内法化された法である。そのねらいとするところは，EU の同指令を反映して，カルテル違反などで損害を被った事業者や消費者が損害賠償を請求しやすくなるよう手続きを整備した点にある。すなわち，損害賠償請求を容易にするための「損害の推定」制度が導入された。

そのほか，第８次改正に続いてデジタル経済の進展に対応するべく，市場支配的地位の認定に際して，ネットワーク効果，データへのアクセス可能性，多面的な市場での仲介機能などを総合的に考慮する旨の規定が用意された。これは，デジタル時代に合致した競争規制を機能させる

（24）　第９次改正については，泉眞樹子「【ドイツ】デジタル経済の進展に対応した競争制限禁止法の第９次改正」外国の立法 No. 275-1（2018年）10頁以下，Fabian Pape, 清水耕一訳「ドイツ競争法における最近の動向」神奈川法学第51巻第２号（2018年）101頁以下参照。

ことを目指すものである。さらにこれと関連して，データ重視の企業結合を規制する「取引額ベースの企業結合報告基準」が導入された。これは，買収対象事業者の売上高が低くても，買収額が一定額（国内で 4 億ユーロ超）以上であれば，連邦カルテル庁への届出義務が発生するようになったのである。2014年 2 月19日に発表された Facebook（現 Meta）による WhatsApp の買収事例で，WhatsApp の売上高が低かったが，直接・間接のネットワーク効果，マルチホーミング，スウイッチング・コスト，ネットワーク効果との組み合わせでの規模の経済，データへのアクセス，イノベーションといったものに高い取引価値を有していたことで，届出基準として，売上高ではなく，買収額で判断されることとなった[(25)]。これは，いわゆるスタートアップの市場潜在能力を適切に評価し，企業結合規制の監視下に置こうとするものである[(26)]。

また，審理期間の延長がなされた（企業結合の審査期間は，第 2 次審査について 5 か月以内とされた）。

巨大な IT 企業への規制が日欧で本格化したのは，2017年以降と思われる。主に EU ヨーロッパ委員会による Google 訴訟が中心となっている。ドイツでは，2019年 2 月 7 日の連邦カルテル庁による Facebook への決定が著名である[(27)]。

ここで巨大 IT の状況を見ておこう[(28)]。

2017年，Google, Apple, Facebook, Amazon（いわゆる GAFA）4 社の時価総額は，計約 2 兆4000億ドルに上った。このような結果をもたらしたのは，「デジタル世界の新たな石油」と呼ばれる個人のデータの活用

（25） F. Pape・清水前掲103頁。

（26） 泉前掲11頁。

（27） そのほかの日欧の事例について，拙著『ビジネスと法』（晃洋書房，2025年）26頁以下参照。

（28） 以下の記述は，拙稿「On Regulating Huge IT－Towards Ensuring Transparency and Fairness of Trading by IT－Platformers－」神戸学院法学第49巻第 1 号（2020年）105頁，117-118頁を和訳したものである。

にある。

すなわち，Google の検索サービスや Facebook の投稿サービスなどの利用状況を把握することで，膨大な個人データを吸い上げ，ビジネスに活用することができるようになっている。しかもデータについては，注目すべき新しい流れが生まれている。それは，作成したデータを，自分のスマホ，パソコンや会社のコンピューターに保存せず，巨大 IT の提供するクラウドと呼ばれるサービスに預けるケースが増えていることである。個人も会社もクラウドに頼るのは，便利で安いからである。しかし，クラウド依存の高まりは，データが巨大 IT に集中する流れを一段と加速させ，市場の寡占と支配に拍車をかけることにもなっている。

「データ資本主義」の共著者の一人であるオックスフォード大学のビクター・マイヤー・ショーンベルガー（Victor Mayer-Schonberger）教授によると，「巨大 IT が他の企業と違うのは，彼ら自身が市場である点だ」，「（今後）貨幣も使われ続けるが，データ主体の市場ではわき役に追いやられる。経済が金融資本主義からデータ資本主義へ軸足を移す。」と述べている。

Amazon はあらゆる商品が売買される巨大市場である。Apple は音楽，ビデオ，アプリの市場を運営している。Google や Facebook は全世界広域の広告市場になっている。彼らに共通するのは，顧客データの貪欲な収集と，それらを分析・活用する能力である。同教授の懸念は，データ市場の寡占を放置しておくと，競争が阻害されるだけでなく，様々な弊害（膨大なデータを一部の企業連合が抱え込んで，他の企業に活用させないことにより，事実上，新規参入を阻止するケース）を生じるおそれがある，ということである。

データの集中をめぐっては，さらに，イスラエルの歴史学者ユヴァル・ノア・ハラリ（Yuval Noah Harari）氏によると，その著書「ホモ・デウス」で，「資本主義と民主主義は分散処理を好むのに対し，共産主義と独裁制は集中処理に依存する。」「民主主義陣営が冷戦に勝ったのは，

20世紀後期の状況下では，分散処理の方がうまく機能したからだ。」と述べている。このような認識のもと，同氏は「デジタル独裁」の台頭を懸念し，AIが状況を変えるおそれを指摘している。「AIは莫大な情報を中央で処理することを可能にする。中央集権システムを分散システムよりはるかに効率的にするかもしれない。AIは情報量が多いほどよく機能するからだ。」このように同氏は悲観論を吐露している。

このような状況の下，わが国やEUは競争法とは別の立法を以て対応してきている。わが国では，「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」（2021年）や「スマートフォンソフトウェア競争促進法」（2025年）が制定された。EUでは，2022年に「デジタル市場法」や2024年に「デジタルサービス法」が制定されている。競争法が事後的な対応の法であるのに対し，これら新法は，いわば事前の予防法である。

これに対しドイツでは，以下みるように，GWBの中に条文を追加して対応している点が特徴的である。

12. 2021年第10次改正(29)

第8次改正，第9次改正と同じ目標をさらに進展させるべく制定された第10次改正法は，「デジタル（化）改正法（Digitalisierung-Novelle）」あるいは「GWB－デジタル（化）法（GWB-Digitalisierungsgesetz）」と呼ばれる。デジタル経済への対応を促進するために，濫用監視および企業結合規制の規定が新たに強化された（とりわけGWB 19a条および39a条）。本改正は，同時に，EU機能条約の競争規定の実行をさらに改善するために，加盟国の競争当局の権限強化を図る目的を以て，EUの2019年1月14日の「ヨーロッパ競争ネットワーク指針（ECN+−Richt-

（29） 第10次改正法について，拙稿「市場支配力濫用規制の現代化」神戸学院法学第49巻第3・4号（2021年）117頁以下，島村健太郎「ドイツ競争制限禁止法第10次改正の概要」公正取引850号（2021年）45頁以下参照。

linie）」の整備を目指し，種々改正された。(30)

デジタルプラットフォーマーに対する規制対応・規律強化を目指す第10次改正法の主な内容を掲げると，第１に，デジタルプラットフォーム事業者の「仲介力」規制（GWB 18条 3b 項）が挙げられる。すなわち，GAFA の登場により，この巨大 IT の情報仲介能力を無視することができなくなったのである。

第２に，GAFA の台頭を許してきたのは，卓越した情報収集力とその活用スキル力である。そこで，GAFA によるデータやネットワークへのアクセス拒否も競争法による規制の対象となる。今回，データもエッセンシャル・ファシリティとして，この点を明確にした。

第３に，19a 条を新設することで，巨大デジタル・コンツェルンへの効果的な規制を図った。すなわち，新たに「競争にとり優越的で市場横断的な重要性（eine überragende marktübergreifende Bedeutung）」というメルクマールを掲げた。(31)

第４に，第２に関連するが，データへのアクセス拒否に関する規定が追加された（GWB 20条 1a 項）。同条項によれば，「（20条）１項による従属性は，事業者が自らの活動のために他の事業者が管理するデータへのアクセスに依拠していることからも生じる。かかるデータへのアクセスの拒否は，当該データに係る取引がまだ開始されていない場合にも，１項による不当な妨害となる場合がある」，となっている。(32)

（30）　V. Emmerich/K. W. Lange, Kartellrecht, 16 Aufl., München, 2024, §2, Rn. 6. また，第10次改正について解説するものに，vgl. Bien/Käseberg/Klumpe/Körber/Ost, Die 10. GWB-Novelle Das neue Kartellrecht, München, 2021.

（31）　このメルクマールについて，拙稿前掲（註29）123以下頁参照。

（32）　拙稿「ドイツ・デジタル条項を補完する改正 GWB 20条の概要」神戸学院法学第51巻第４号（2024年）67頁，69頁以下参照。なお，同「データベース市場の画定と市場支配力の濫用」『山部俊文先生古稀記念　企業法経済法の本質的課題』（中央経済社，2027年刊行予定）参照。

第5に，多面市場における優勢な市場力を有する事業者の妨害行為として，「ティッピング」に対処するための規定が設けられた[33]。GWB 20条3a項によれば，「18条3a項の意味での市場で優勢な（überlegen）市場力を有する事業者が競争相手による積極的なネットワーク効果の自主的な獲得を妨害し，それにより業績競争（Leistungswettbewerb）が相当程度（in nicht unerheblichem Maße）制約される重大な危険が生じる場合」に不当な妨害が認められる。

ティッピングについては，別稿でも指摘したとおり[34]，これまでのGWBの運用を鑑みるに，ティッピングなるメルクマールを打ち立てずとも市場の競争状態から競争制限的状態への転換（転倒―ティッピングの本来の意味は，「傾ける，転倒する」等である）は確認できており，敢えてこのような新たなメルクマールを用意したのは，デジタル経済に限定する趣旨ではないだろうか。

そのほか，企業結合規制の分野では，規制の適正化が図られた。すなわち，実質的な審査が必要な案件に集中するために，届出の売上高基準（閾値）が引き上げられ，企業負担が軽減されることになった。第10次改正前は，企業結合参加事業者のうち少なくとも1社は，ドイツ国内の売上額が2500万ユーロで，他の参加事業者の売上額が500万ユーロとされていたのが，2500万ユーロから5000万ユーロへ，500万ユーロが1750万ユーロへとそれぞれ引き上げられた（GWB 35条1項，1a項）。また，瑣末な市場（Bagatellmarkt）の売上高閾値が1500万ユーロから2000万ユーロへ引き上げがなされた。

併せて，デジタル分野やデータ関連などの特定のケースでは，売上高

（33） ティッピングについて，拙稿前掲（註29）79頁以下，同前掲（註32）130頁以下，島村健太郎「ドイツ競争制限禁止法におけるティッピング問題に関する新たな優越的市場力規制について」一橋法学第21巻第2号（2022年）383頁参照。

（34） 拙稿前掲（註29）131頁。

基準を満たさなくても，連邦カルテル庁が個別に届出を命じる「届出命令」権限が強化された（GWB 32e 条）。

ほかに，違反時の課徴金算定に際して，当該事業者が事前に実効的なコンプライアンスプログラムを整備していた場合，一定の減額要素として考慮されるようになった。

第10次改正は，EU のデジタル市場法（DMA）の先駆け的な役割を果たし，ヨーロッパ全体におけるプラットフォーム規制の強化を後押ししているといえる。

13. 2023年第11次改正(35)

今次の改正は，連邦カルテル庁の調査・執行権限の大幅な強化であった。それは，デジタル市場における，いわゆる「キラー買収（Killer Acquisition）」規制や AI の反競争的行為への対応を図り，略奪的価格設定の是正を目指したからである。ここで「キラー買収」とは，支配的事業者（主に巨大 IT 企業）が，将来の競争相手となる可能性のある革新的なスタートアップ企業を買収することで（その代表例が，Facebook による Instagram, WhatsApp の買収である），これらの買収は売上高閾値が規制基準を下回るため，従来企業結合審査の網から漏れるケースが多くあった。それで，その場合の市場を閉鎖する際の市場評価を可能にし，３年間にわたる小規模な連続買収のパターンも評価・介入の対象とすることになった。とくに，スタートアップ企業がドイツ国内で売上げを出していなくても，ドイツのユーザーのデータを活用している場合，ドイツ国内で活動しているとみなす解釈が確立した（ヨーロッパ委員会によ

（35）　同改正については，拙稿「ドイツ競争制限禁止法第11次改正について」神戸学院法学第51巻第３号（2023年）55頁以下のほか，未見だが柴田潤子「ドイツ競争制限防止法（GWB）第11次改正にみる競争法の方向性」公益事業法制をめぐる国内外の法的論点の検討―2021～2022年度公益事業法制検討班研究報告書（2024年）がある。

る2022年１月の Meta/Kustomer 合併事案参照)。

また，AI とアルゴリズムの明確化も図られ，AI 主導の反競争的行為についても，既存の禁止事項を適用し，事業者に説明責任を持たせるようにした。

連邦カルテル庁の権限強化についてみると，従来，部門（分野別）調査は同庁による報告で終わっていたが，今後は，特定された市場の混乱に対処するために，同庁が「分割命令（Entflechtung)」を含む措置を採ることを可能にした。また，GWB 違反により得た利益の徴収（剥奪）（Abschöpfung）が従来よりも容易に行えるようになった。今次の改正は，主に，連邦カルテル庁の部門調査権限の拡大・強化にあるとみてよかろう。もっとも，「分割命令」については，わが国と同様の問題（独占禁止法８条の４の実効性をめぐる問題）が懸念されるところである。

さらには，EU での「デジタル市場法（DMA)」の施行において，ドイツ連邦通常裁判所，ヨーロッパ委員会を支援するための法的基盤を，今次の改正が構築することになった。その結果，DMA の執行が容易になるといえる(36)。

14. むすびと今後の展望

以上，GWB の歩みを簡単にながめてきた。いきおい，筆者の関心が GWB の現代化（とくに市場支配力濫用規制の現代化）にあることもあり，近年の改正の方に記述が偏ってしまった。デジタル経済の台頭など，GWB 制定時には想像だにつかなかった事態が起こっていることから，やはり第８次，９次および10次改正に注目せざるを得なかった。何卒ご寛恕願うばかりである。

GWB 制定の歩みの姿は，一国の競争の強さを維持することで対外的に一国の競争能力を強化するという，ドイツの立場を確保するための経

（36） 拙稿前掲（註35）61頁以下参照。

済政策原理であるに違いない。なぜなら，その歩みの間，競争秩序は―そしてそれ故，具体的な競争法による規制は―，新たな挑戦に直面してきたからである。すなわち，社会や経済そして政治的環境が次第に変化することで，競争政策にも新たな方向付けが求められるのである(37)。ここにいう新たな方向付けには，グローバル化のほかに情報伝達技術の進展（デジタル経済の台頭）が挙げられる。市場のグローバル化は，1995年から1999年まで WTO の事務局長を務めたレナート・ルジェロによれば，これは「地政学革命（geopolitische Revolution）」とされる。すなわち，われわれは知性・情報社会について語っているのであり，空間と時間の克服は，従来よりもコストがかからなくなっているのである。そして，情報技術は位置付けを決定する標準的な要因となっている。それは新たな企業構造並びに柔軟な市場構造を強く求め，それを可能にしている(38)。

GWB は，戦後ドイツの経済の民主化，経済の立て直しのためのかじ取りを託された「市場経済の基本法」としての役割を果たすべく動き出し，近年はビジネスの多様化・デジタル化に対応するべく，その在り方を少しずつ変容しようとしている。その在りようからすると，GWB は制定当初から産業志向的であったとみてよかろう。その動きの中では，グローバル化と知性・情報社会への展開の途中で，グローバルな競争法の確立と個々の産業部門とネットワークの取り扱いが競争政策の中心となっている。第６次改正以降に，この顕著な傾向をみることができよう。

グローバル化の第一段階ともみられるのが，EU 競争法とのハーモナイゼイションであろう。EU 加盟国は，EU 機能条約119条にある「自由な競争に開かれた市場経済の原則」に従うよう求められている。これがヨーロッパ競争文化として構築されている。この原則に基づく政策が課題解決のために，現実の世界で全うされなければならない。このような姿勢は，世界規模で通用する競争秩序の設定にも当てはまるものである。

（37）　O. Schlecht, a. a. O., 566-567.
（38）　O. Schlecht, a. a. O., 567.

例えば，1997年２月のWTOの枠内での「情報通信サービスの自由化」が挙げられる。すなわち，加盟国には，情報通信サービスにおいて多角的な市場の開放と，内国民待遇そして無差別の市場アクセスが義務付けられたのである。

このようにみてくると，GWBの歩みの神髄としていえることは，ドイツにおけるカルテル法の歩みは概ね「サクセスストーリー」[(39)]であった，ということであろう。GWB導入をめぐる粘り強い闘争のあと，ドイツにおける競争思想は多数の支援者を政治，学術，社会そして経済の中にもみるようになったことからも，そのようにいうことができよう。

学術の領域に限っての動きをながめると，カルテル法研究者の新たな世代は，もはや競争監視の意義と目的をめぐる根深い論争によって特徴付けられるのではなく，具体的な，どちらかといえば基本的な問題に集中するようになってきている。これでは競争法にとっての社会的な支えを失うことになってしまわないか，懸念されるところである。これは，前述のように，これまでの動きを支えてきたオルドリベラリズムの影響が弱まったとみられることからも窺われるところである[(40)]。その一方で，（これも前述したように）アメリカの議論（シカゴ学派の台頭）に合わせる動きもみられ，ヨーロッパ法の中にも競争政策上の指導像に変化がみられるようになった。

アメリカ法の動きを無視することはできないであろうが，アメリカでも「反シカゴ学派」の動きもあるようで，ドイツでは早くから「経済効率」を重視するアプローチには批判的な声もあった[(41)]。

（39） U. Barth, a. a. O., 34.

（40） 影響が弱まったとはいえ，オルドリベラリズムの思想が未来永劫不変であるはずもなく，軸となる部分を維持しつつ，変遷していくところがあるものと考えられる。拙稿前掲（註20）61-62頁参照。

（41） 以前にも述べたことがあるが，筆者がミュンスター大学で在外研究の際（1993-94年）に，受け入れ教授であったB. グロスフェルト教授は，同アプローチについて „einfach“ と答えられたのみで，特段関心をお持ちで

先に「サクセスストーリー」と述べたが，GWB は「市場経済の基本法」として競争にとってのルールを設定するという自らに与えられた任務を，まさしく首尾良く全うしてきたのである。その意義は今日，制定時のそれより小さくはない。GWB の意義および GWB の競争政策的基礎をめぐる意識が下がっているのではないかとの声もあるようだが，それも一時的な現象とみられているようである。これまでの改正の動きをみる限り，GWB はそれ自体，十分な柔軟性を用意していることは明々白々であり，問題はないといえよう。このことは，同法の近年のデジタル化への対処の動きが証明している。

わが国独占禁止法におけるデジタル経済への対応は，事後規制の独占禁止法に代えて，事前規制としての前述した別の立法で臨んでいる。それでも，近年の GWB の取り組みには示唆に富む点が多いと思われる。他社からのデータアクセス拒否，他社のアプリ利用阻止などの事案は，優越的地位の濫用であるとか，私的独占の排除行為であるとして，ドイツでの類似の事案への対応は十分参考になると考えるからである。GWB（そして EU 法）の今後の動きに注目していかなければならないのは確かである。

これからも，ますます関心を以て GWB との比較法研究に臨んでいく所存である。(42)

はなかった。「経済効率」を優先する立場が絶対であったならば，R. v. イエーリングの「権利のための闘争」は，今日まで支持されるような名著とはならなかったのではないだろうか。なお，拙稿「反トラストと法の経済分析―W. メッシェルの所説を顧みる―」追手門経済論集第23巻第１号（1988年）197頁以下，同「西ドイツにみる反トラスト訴訟における経済的証拠の利用―W. メッシェルの所説を手掛かりに―」名城法学41巻別冊（1991年）106頁以下も参照。

（42）　わが国独占禁止法のデジタル化への対応だけでなく，グローバル化への対応も急務であり，様々な事象への対処としての法の運用，法解釈の検討も必要である。その一つの参考となるものとして，柳武史『独占禁止法における社会公共目的の役割』（中央経済社，2026年）がある。余談であ

〈付記〉

この場をお借りして大山，岡田両先生にお礼申し上げさせていただきます。

大山先生には，専攻分野が異なりますが，学内の各種調査委員会で座長をさせていただいた際に，陰になり日向になり助けていただきました。調査のためのポートアイランドと有瀬の両キャンパスの往復移動にも最後までお付き合いくださり，本当にありがとうございました。調査報告書の作成に当たっても，様々にご助言いただき，本当に助かりました。

岡田先生には，私の神戸学院大学への着任に当たりご尽力いただきました。また，私の学位取得の際にも，先生のご経験から種々ご助言してくださり，最後まで後押しをしてくださりました。先生とは，専攻分野が近いこともあり，何かと親しくさせていただく機会が多くありました。また，先生の研究への姿勢，取り組みそして学問に対する価値観には共感できる部分が多々あったことから，私にとっては本学での研究は非常に楽しいものとなりました。本当にありがとうございました。

両先生のますますのご健勝を心よりご祈念いたします。

るが，筆者とGWBは同じ年，同じ月の生まれである。なんとも不思議な縁を感じる。もともとドイツ法に興味を持ってはいたが，学部では会社法のゼミに所属していたところ，大学院で経済法を勧められ今に至っている。確かに経済法は面白く，いつまでも興味を持てる法分野である。GWBと共に年を重ねていくことになるであろうが，まだまだGWBの研究を続けていくつもりである。「生涯一学徒」である。